

平成22年度第1回 御菌地区地域審議会概要

- 1 開催日時 平成22年5月17日（月）午後7時00分～午後9時15分
- 2 開催場所 御菌総合支所 会議室2-4
- 3 議事内容 ① 合併調整に伴う都市計画税の取扱いについて
② 合併調整に伴う上下水道料金の改定について
③ その他
- 4 出席委員 一蝶哲司委員、浦崎恵子委員、戸上米子委員、中西 源委員、
中村 正委員、西村 正委員、西脇英一委員、平野あけみ委員、
藤原ひろみ委員、宮本隆生委員
- 5 欠席委員 中北好美委員、中村浩一委員、森 真吾委員、山崎 力委員
山本健司委員
- 6 出席職員 総合支所長、情報戦略局長、上下水道部長、行政経営課長、
都市計画課長、基盤整備課長、課税課長、上下水道総務課長、
上下水道課長、下水道建設課長、下水道施設管理課長、料金課長
課税課担当職員、地域振興課担当職員

7 議事概要

会 長

ただいまより、平成22年度の第1回地域審議会を開催させていただきます。本日は、合併調整に伴う都市計画税の取扱いと、上下水道料金の改定についての説明のため、情報戦略局と上下水道部の方々に、ご出席いただいております。たいへん、ありがとうございます。

まず、本日、出席を予定している委員は13名ですが、現在の出席は10名となっています。この後、到着される方もあるかと思いますが、時間も経過していますので、始めさせていただきます。

それでは、事項書にもとづき議事を進行させていただきます。

事項書2「合併調整に伴う都市計画税の取扱いについて」

事項書3「合併調整に伴う上下水道料金の改定について」

は、一括して説明を行っていただき、終了後に質疑応答を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

支所長

本日は、会長からも案内がありましたが、合併調整に伴う都市計画税の取扱いと上下水道料金の改定についてということで、地域間の不均衡を是正するため、庁内において検討を行い、市としての方向性が固まってきましたので、その内容について説明をさせていただきます。内容については、担当部署である情報戦略局、上下水道部の職員により説明をさせていただきます。

それでは、よろしくお願いいたします。

○行政経営課より都市計画税の取扱いについて資料に基づき説明を行う。

現在は、ご存知のように合併特例法によりそれぞれの旧町村の状況を勘案して5年間は、不均一課税となっています。

そのため、都市計画事業の見直し等も進めて新市としての方針を検討してきました。市としては、平成23年4月から、不均一の状態を改めて、新市としての方針に基づき都市計画税をお願いしたいと考えています。

市の方針については、まず、5月12日の所管の議会の委員協議会で報告させていただきました。

その後、各地域審議会で説明をさせていただいて、それぞれの意見を聞きながら条例改正等の手続きを進めたいと考えています。

市の方針については、結論から申し上げますが、現在、旧伊勢市の都市計画区域内で農業振興地域の農用地区域を除く区域に制限税率の0.3%を課税していますが、都市計画税を課税するか否かも含めて検討した結果、全市の都市計画区域内の農業振興地域の農用地区域を除く区域に制限税率の0.3%を課税することを市としての方針として決定しましたので、ご理解を賜りたいと思います。

本日は、資料に沿って市の方針の詳細について説明させていただきます。

○説明内容

1 都市計画制度の概要及び市の状況

・都市計画区域の定義

農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活と、機能的な都市活動を確保するために、都市計画法その他の法令の規制を受けべき土地として指定した区域です。

・区域の定義

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画の区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分する制度（いわゆる「線引き」）です。

・区分の要否

平成12年の都市計画法改正により都市計画ごとに都道府県が選択することとされ、伊勢市都市計画は、人口減少が見込まれることや、急激な市街化の拡大や保全すべき自然環境の阻害が見込まれないことから区域区分の適用は行わないとしています。

・都市計画事業の定義

都市計画決定された道路、公園、下水道等の都市施設について、都市計画法に規定する事業認可を受けて実施する事業のことです。

2 都市計画税の概要及び市の現状

- ・課税方法

都市計画区域内に所在する土地・家屋に対し、その価格を課税標準として、所有者に課税します。税率は0.3%を超えることはできません。

- ・市の現状

都市計画区域内で農業振興地域内の農用地区域を除く区域に0.3%の税率で課税しています。合併の特例として5年間は、旧二見町、旧小俣町、旧御菌村には、課税しないこととなっています。平成23年4月からは、特例期間が過ぎるため、全市的に統一する必要があります。

- ・都市計画税の収入額

平成20年度決算額 1,035,136千円（市税16,679,391千円 市税の約6%）

- ・都市計画税使途内訳（平成18年度以降）

旧伊勢市地区の事業のみ充当し、主に起債償還に充当しています。
その他の地区の事業は、一般財源で賄っています。

3 都市計画事業にかかる実施状況及び将来の費用負担について

- ・都市計画事業の実施状況

街路事業 355,444千円 公園 8,682千円 下水道 4,990,687千円
合計 5,354,813千円（平成21年度決算見込）

- ・将来の費用負担について

平成22年度までの実施事業における平成23年度以降の費用負担は、平成30年度までの8年間で、平均で年18億円の起債償還金が生じます。

4 平成23年度以降に実施を予定している都市計画事業の状況

平成23年度以降の予定事業の状況についても、現在、都市計画審議会で見直し中の事業もあるが、多額の費用が予想されます。

5 都市計画税の調整についての方向性

- ・都市計画区域内全域（農業振興地域の農用地区域を除く）とする場合

- ・都市計画税を課税する主旨である、事業の実施により土地・家屋の利用価値が向上するという一般的受益関係に着目して課税するもので、個別の事業の受益に応じて課税するものでないことから、一律に課税することが、適切と考えます。

- ・税率は、平成23年度以降における起債償還額及び今後の事業費を勘案し、制限税率0.3%で得られる年14億円を上回る事業費が予想されることから0.3%で課税することが必要となります。

- ・都市計画税を廃止する場合

- ・現在の市の税収のなかで、都市計画税は財政計画上、貴重な財源となります。財政計画は、都市計画税相当額を見込んだ上で成り立っているものであり、今後計画している事業は、必要不可欠なため、大幅な縮小は、行政サービスの低下を招くこととなります。

特に、下水道事業は一般会計からの繰出金（都市計画税等）があるものとして事業実施を予定しているため、休止を含め大幅な見直しが必要となります。

- ・今後、都市計画事業を完全に中止したと仮定しても、既に実施した事業に係る起債償還は支払う必要があるため、従来、都市計画税を充当してきた起債償還相当額（約10億円）を一般財源で補填する必要が生じます。

そのため、一般財源ベースで約10億円の経費削減が必要となります。

- ・急激な公共事業の縮小により、雇用・産業へ大きな影響を及ぼします。

・検討結果

合併以降も都市計画税歳入額を上回る市税を投じて整備を進めていること、平成23年度以降に実施予定の事業についても、市民生活の維持・向上、市の発展に必要不可欠な事業であり、市の社会基盤の整備を進めるためには、都市計画税は必要不可欠な財源となります。

以上のことから、税率0.3%を対象を都市計画区域全域（農業振興地域の農用地区域を除く）に広げて、不均衡を是正することが適切であると考えます。

○上下水道部より上下水道料金の改定について資料に基づき説明を行う。

水道料金は、合併調整により5年間は現行のとおりとする。

下水道使用料は、宮川流域下水道第1期事業認可区域の供用開始時に、伊勢市・二見町・御菌村は統一単価にする。但し、小俣町は、宮川流域下水道に接続するまでは、現行のとおりとされています。

そのため、経営の合理化、施設の統廃合などを進めながら、新市としての方針を検討してきました。

市の方針については、5月11日の所管の議会の委員協議会で報告させていただきました。その後、各地域審議会で説明をさせていただいて、それぞれの意見を聞きながら条例改正等の手続きを進めたいと考えています。

○水道料金の説明内容

1 水道料金の現状

合併時は、旧伊勢市・御菌町、二見町、小俣町の料金を引き継いだため料金が3種類あったが、平成18年12月に二見町の区域を旧伊勢市・御菌町の料金に統一したため、現在は、小俣町の区域とその他の区域の2種類の料金体系となっています。

たとえば、口径13mmで1ヶ月20m³使用した場合の税抜きの料金は、旧伊勢市・御菌町・二見町の区域では、2,640円で、小俣町の区域では1,800円であり約1.5倍の格差となっています。

2 合併調整方針による経営の見直し

- ・平成22年4月から南勢志摩水道用水基本料金の値下げにより、市の受水費が年間で約9,800万円が減少しました。
- ・水道料金等窓口・徴収業務、水道施設運転管理業務を前面委託し合併前と

比較して年間1,800万円の経費を削減しました。

- ・二見町の小木水源地、小俣町の宮前第3水源地を中止し水道管の連結工事を完了しました。
- ・人件費については、合併前46人の職員を現在38人と削減しました。

3 水道料金及び加入金改定（案）

- ・水道料金改定の基本的な考え方
 - ・料金算定期間 平成23年度～平成27年度 5年間
 - ・改定案の考え方
 - ・南勢水道受水費減額予定分の全額を参入します。
 - ・内部留保資金を必要最低限（10億円程度）まで取り崩します。
平成20年度決算 約20億円
 - ・1ヶ月10^m未満の使用者への対応
基本水量を1ヶ月10^mから5^mに引下げて少量使用での公平化を図ります。
 - ・事業者への対応
基本水量、従量料金を全口径で統一し口径間の公平化を図ります。
- ・水道料金（案）
 - ・基本料金
たとえば、口径13mmで基本水量10^mの場合は、現在は、旧伊勢市・御薊町・二見町の区域は、税抜き1,250円、小俣町の区域は600円となっているのを860円に統一します。小俣町は、各口径で値上げとなります。
 - ・従量料金
現在は、小俣町以外の区域では、口径25mmまでと口径30mm以上では、料金が違って口径が大きいほど高い料金体系となっていました。今回の改定案では、すべての口径で料金を統一するとともに、小俣町以外の区域では、若干の値下げとなり、小俣町の区域では、すべての水量で値上げとなります。
 - ・料金改定の影響
口径13mmで水量40^mの場合の一般的な家庭の水道料金は、5,260円となり、小俣町の区域では、39.15%の値上げとなり、小俣町以外の区域では、5.12%の値下げとなります。
 - ・加入金
新たに水道を引き込む場合に必要な費用であり、合併時から、旧伊勢市・御薊町、二見町、小俣町の料金を引き継いだため、3種類の料金体系となっているのを、一番安い旧伊勢市・御薊町の料金に統一します。
 - ・県内他市との比較
 - ・水道料金
小俣町以外の区域は、県内で高い方から5番目、小俣町は低い方から

2番目であるが、改定案では、高い方から5番目となります。

- ・加入金

小俣町の区域は、県内で高い方から2番目、二見町は高い方から9番目、旧伊勢市・御菌町は、低い方から3番目であるが、改定案では、低い方から3番目となります。

4 水道整備における今後の課題

現在、市の水道管の延長は、約810 kmであるが、その内の約22%が耐用年数を過ぎていたため、漏水や災害に備えて更新する必要があります。

また、水管橋や水源地等のポンプ・電気設備などの水道施設の耐震化や老朽化による更新を進める必要があります。費用としては、平成32年度までに約130億円が見込まれています。

5 水道事業の財務状況

- ・収支差引額（利益）

平成20年度決算で約5億円であるが、料金改定により平成32年には、約900万円になると予想されています。

- ・留保財源残高（預金残高）

平成20年度決算で約20億円であるが、料金改定により平成32年には、約11億円になると予想されています。

- ・一般会計繰入金

小俣町分の南勢水道受水費の半額分の繰り入れを廃止します。

- ・企業債残高

平成28年度の58億円がピークとなっているが、その後は緩やかに減少する見込みとなっています。

○下水料金料金の説明内容

1 下水道使用料の現状

平成18年6月の流域関連公共下水道第1期事業認可区域の供用開始に伴い使用料を一部統合し、現在は、旧伊勢市・御菌町・二見町の区域と小俣町の区域の2種類の料金体系となっています。

小俣町については、宮川流域下水道接続までは現行のとおりとなっています。県内他市との状況は、標準的な月20m³を使用した場合の税抜き料金を比較しますと、小俣町以外は2,300円で高い方から7番目で県内のまん中に位置し、小俣町は1,400円と一番低くなっています。

なお、小俣町以外の区域と小俣町の区域との料金格差は、1.6倍となっています。また、全国平均は、2,840円となっています。

2 合併調整方針による経営改善

- ・人件費の削減ということで、合併前44人の職員を現在35人と削減しました。
- ・下水道使用料の窓口・徴収業務を委託するとともに、処理場で発生する汚泥処分の業務を三重県環境保全事業団へ委託していますが、経費が高額と

なってきたため、最近、民間の処分業者も多く参入しているため、民間への委託を検討しています。

- ・流域下水道への処理費について、三重県へ値下げの交渉を行っています。

3 汚水処理原価と使用料の状況

現在、市で管理している処理場は3箇所ありますが、それぞれの汚水1 m³に係る処理費用の収支バランスは、次のとおりです。なお、小俣浄化センターの経費回収率が悪いのは、使用料が低く抑えられていたことによるものです。

また、市全体の経費回収率は、平成20年度決算で46.90%となっています。

- ・五十鈴川中村浄化センター

処理原価 188.60円 使用料 180.34円 経費回収率 95.62%

- ・二見茶屋クリーンセンター

処理原価 230.41円 使用料 188.60円 経費回収率 81.85%

- ・小俣浄化センター

処理原価 204.02円 使用料 86.70円 経費回収率 42.50%

- ・全国平均

処理原価 161.66円 使用料 135.60円 経費回収率 83.88%

4 下水道使用料改定（案）

小俣町以外の区域は、現在の料金と同様ですが、小俣町については、10 m³までの基本使用料は、同額となりますが、10 m³を超える水量の使用料については、すべて値上げとなります。

なお、大きな社会変動がない限り、平成23年度から平成27年度の5年間は、この料金体系でお願いしたいと考えています。

5 使用量別の料金状況（小俣地区）

小俣町のみが値上げとなりますが、各世帯の2ヶ月の汚水使用量別の値上げ率については、全体の約26%占める20 m³以下の世帯には、増減はありません。

但し、それ以上に使用する世帯については、使用量が増加するほど、値上げ率が大きくなります。

6 料金改定を実施すると

現在の1 m³当たりの料金単価140.40円が料金改定により156.92円となります。そのため、総務省が指導している150円以上となるため、新たに国からの交付税措置を受けることが出来ます。

7 下水道事業の財務状況

- ・留保資金の動向

平成20年度決算で24億6千万円であるが、今後の見通しでは、平成32年度には約7百万円となり資金繰りが苦しい状態となります。

平成33年度には、資金不足比率が45.5%になると予想されます。

その資金不足を解消するには、現在、市から毎年19億円を投入しているのを27億円～28億円に引き上げる必要があり非常に厳しい財政状況となって

います。

・企業債の残高

平成20年度に288億円であるのが、平成32年度には370億円でピークを迎えて平成52年度には267億円となる見込みです。

・企業債の返済額と料金収入

返済額より料金収入が少ない状況であり、平成20年度に12億円の返済額が平成23年度は小俣浄化センター、平成24年度は二見茶屋クリーンセンターが宮川流域下水道への接続により施設を廃止するため、その残額を繰上償還するため返済額が多くなっています。

平成41年度にピークの28億5千万円となり、平成52年度には22億8千万円となる見通しです。

なお、平成52年度の料金収入は15億7千万円を見込んでいます。

このことから、水道事業に比べると下水道事業については、非常に厳しい財政運営となることが予想されています。

会 長 ありがとうございました。

それでは、質疑応答を行いたいと思います。

まず、上下水道料金の改定について、ご意見、ご質問はございませんか。

委 員 先ほどの説明のなかで、企業債の償還額に対しての料金収入が非常に不足している状態であり、たとえば、平成20年度では7億3千万円が不足となっている。毎年、非常に多くの税金を投入している状態であり、受益を受けていない地域から不満が生じるのではないかと。

そのためにも、下水道の整備された地域で、各家庭が下水道へ接続するようPRを行い、料金収入を増やす努力をお願いしたい。

担 当 下水道の整備された地域では、汲み取りの場合は3年以内に接続を行うこと、それ以外の場合は、速やかに接続することとなっているため、供用の開始された地域には、各家庭へ訪問してPRしています。今後も、加入世帯を増やすために努力していきたいと考えています。

委 員 今回、御菌町では、値上げとならないが、値上げされる小俣町には、住民の理解を得られるようにしっかりと説明をお願いしたい。

委 員 現在、市内の下水道の普及率はどのようになっているのか。

担 当 平成22年度末で、約33.7%となっています。

委 員 御菌町では、ほとんど整備されている状況であるが、旧伊勢市内は、まだまだ、整備が遅れている状況であり、今後も整備を進めていくと思うが、整備した地域では、下水道の加入率を向上させて少しでも、料金収入を増加させるよう努力していただきたい。

委員 先日、住民説明会のチラシが配布されていたが、この後の住民への説明は、どのようにしていく予定なのか。

担当 都市計画税も同様であるが、まず地域審議会で説明して意見を伺い、その後に自治会の代表者の方に説明をさせていただき予定となっています。さらに、住民説明会を開催する予定となっています。

なお、御菌町については、5月24日にハートプラザで住民説明会を開催させていただき予定となっています。

会長 それでは、ほかにご意見はございませんか。

無いようですので、これで上下水道料金については終了させていただきます。なお、上下水道部の職員の方は、ここで退席いたします。本日は、どうもありがとうございました。

○上下水道部職員 退席

会長 続きまして、都市計画税の取扱いについて、ご意見、ご質問は、ございませんか。

委員 本日の説明については、決定事項なのか。先日の新聞には、平成23年から課税すると載っていたようであるが。

担当 先日の新聞の内容については、上下水道料金の改定も同様であるが、市の方針を所管の議会の委員協議会で報告させていただいたことが掲載されているだけであり、9月の条例改正に向けて、合併調整の大きな項目であるため、各地区の地域審議会の意見を伺うために本日、説明をさせていただきました。その後、各自治会の代表者の方に説明をさせていただき、最後に住民説明会を開催する予定となっています。

最終的には、住民の方々の意見を参考にして市としての方針を決定して条例改正等の手続きを進めることとなります。

なお、市としては、先ほどの説明でも申し上げましたが、今後の都市計画事業の状況や財政状況を考えると、旧3町村の方には、新たな税負担となりますが、ご理解賜りたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

委員 全市的に統一して都市計画税を課税することは、理解するが、現在、計画されている事業は計画が決定されて年月も経過しているので、計画の見直しについて、検討されているのか。

数年後には、日赤病院が移転することとなるが、現在の日赤病院も、国道などの主要な道路からの進入路は狭く、緊急車両がスムーズに通行できない状況と思われる。防災上の観点からも、国道23号から新しい日赤病院へ通じる道路は検討されているのか。

担当 現在の都市計画道路は、昭和21年に骨格が出来てから、昭和38年に見直しを行い、その後も近畿自動車道などの計画により順次見直

しを行ってきました。

市としては、10年に1度の交通量調査も実施し、都市計画道路全体の見直しを行っている状況であり、今年の2月に都市計画審議会から答申をいただきました。

平成23年4月には、新たな都市計画道路を決定していきたいと考えています。

移転する日赤病院の周辺については、都市計画道路は、鉄道で分断されているため、なるべく交通の分散を図るように整備したいと考えています。現在、日赤神田線を整備中であり平成22年度には、御蔭町地内の八日市場高向線までの区間を完了したいと考えています。

また、引き続き御蔭町地内の八日市場高向線についても、用地を先行買収していますので、順次整備を進めていく予定です。

それにより、今まで藤社御蔭線に集中していた車両の分散を図りたいと考えています。なお、都市計画事業ではありませんが、桧尻川に橋を架けるなどの道路整備を行い、少しでも新たな日赤病院への通行がスムーズになるように努力していきたいと考えています。

委員

今回、新たに旧3町村に都市計画税を課税する場合、御蔭町地内は、現在も都市計画道路の事業を実施しているため、都市計画税を負担しても受益を受けることが目に見えて分かっているため、理解しやすいと考えるが、二見町、小俣町、旧伊勢市の区域についても、市民へ都市計画事業の受益を感じやすいように日赤病院への進入路など、緊急輸送を考慮した都市計画道路の計画を策定していったらどうか。

委員

税率の0.3%は、土地の評価額が変わっても税率を見直すことはないのか。また、今までに税率を改定したことはないのか。

担当

税率は、0.3%で課税させていただいていて、固定資産税の課税標準額に税率を乗じた額が税額となります。但し、住宅が建っている土地の場合は、若干、違いますが一般的には、家屋と住宅が建っている土地以外の土地は、課税標準額に税率の0.3%を乗じた額となります。

委員

都市計画税は、一括納付となるのか。

担当

現在の固定資産税と同様に年4回に分けて納付をお願いすることとなります。

委員

先ほどの都市計画道路の説明では、日赤神田線が丸二ホテルから直進した道路まで完成するということがあったが、完成後は、丸二ホテルからの直線道路が主要な道路となり、交通量も増加するのではないかと。現在でも、丸二ホテル前の交差点は、右折レーンが無い

ため夕方などは非常に混雑しているのです、早急に改善はお願いできないか。また、道路が開通し交通量が増加すれば交通事故の危険性も高くなると思われるため、安全対策もよく検討してほしい。

担 当 日赤神田線が完成すれば、丸二ホテル周辺は、交通量が増加すると予想されるので、八日市場高向線も順次、用地が取得できた場所から整備を進めたいと考えています。安全対策についても、地元の方々との協議させていただいて進めていきたいと考えています。

委 員 高向西公園は、どの場所になるのか。また、防災公園と聞いているがどのような施設なのか。

担 当 高向大社の北側での場地区に予定しています。現在、用地を先行取得して土砂が置いてある状態ですが、平成24年度を目処に完成させたいと考えています。なお、現在整備している公園は、一時避難所の用途を兼ねているため、防災機能を備えた公園となっています。

会 長 それでは、ほかにご意見はございませんか。
無いようですので、これで都市計画税の取扱いについては、終了させていただきます。

なお、情報戦略局の職員の方は、ここで退席いたします。
本日は、どうもありがとうございました。

○情報戦略局職員 退席

会 長 それでは、ただいまの都市計画税の取扱い及び上下水道料金の改定については、市長より意見書の提出を求められていますので、意見書のとりまとめ方法について、ご意見をお願いいたします。

なお、前のごみの収集方法の統一については、委員の方々の意見を、私と副会長及び事務局と調整させていただき、意見書を提出させていただきました。

委 員 前回と同様に会長・副会長にお任せしてはどうか。

会 長 それでは、私と副会長及び事務局と調整して提出させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

会 長 それでは、そのように取り扱わせていただきます。
なお、意見書の内容については、後日、委員の方々に報告させていただきます。

それでは、本日、いただいた意見について、事務局より報告しますので、確認していただき、ご意見等があれば発言をお願いします。

事務局 主だった意見について報告させていただきます。

最初に、上下水道料金の改定についての意見ですが、下水道事業は、財政状況が非常に厳しく、多額の一般財源が投入されている状況であるため、下水道の整備が終了した地域での各世帯の下水道の

接続を促進させて料金収入の増額に努めるとともに、更なる経営改善を進めて、一般財源の投入を極力抑えるよう努力すること。

また、急激な値上げとなる地域には、住民の理解が得られるように、しっかりと説明を行うこと。

次に、都市計画税の取扱いについての意見ですが、税の導入を行うのであれば、住民の納得が得られるように、災害や緊急時に対応できる道路整備など、住民が安心して生活できる都市基盤の整備を進めていくこと。

また、新たな税負担を求める地域については、住民の理解が得られるようにしっかりと説明を行うこと。

会 長 ただいまの事務局の報告について、ご意見、ご質問等はございませんか。

 (異議なし)

会 長 それでは、本日の意見により意見書を提出させていただきます。続きまして、事項書4「地域の現状と課題及びその具体的解決案について」ですが、以前に委員の方々からご意見をいただきましたが、その経過等について事務局より説明をお願いします。

事務局 平成20年12月11日に市長から意見書の提出を求められている事項であり、当初は、平成21年9月30日を期限としていましたが、平成21年度は、「ごみの収集方法等の統一に関する基本方針」を優先して審議していただいたため、平成22年5月末に期限が延長されています。なお、平成20年度の第2回、第3回の審議会において、協議していただいた内容を、本日の資料にまとめさせていただきました。

 本日は、資料の内容をご確認していただくとともに、再度、協議をお願いいたします。また、意見書のとりまとめ方法等についても、協議をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

 主な意見について、報告させていただきます。

- ・合併によりすべてのサービス水準を標準化する方向で進められているが、地域の特色を残してほしい。
- ・御藪町内の公共施設、特に教育施設の維持管理が行き届いていない状況が見受けられる。市内には、数十校の学校があるため、標準化することは理解できるが、折角ある施設を無駄にすることなく適切に維持管理をして活用を図るとともに、特色ある学校づくりを進めてほしい。
- ・山田奉行所記念館は、文化・歴史的伝統を伝える大切な施設であると思われるが、進入路が狭いため来場者が不自由しているように感じている。進入道路の整備を行い広くPRして来場者の増加を図ってほしい。

- ・御菌町は、臥竜梅などの名所旧跡はあるが、人が集まる施設が少ないと思われる。最近、食の安全が叫ばれている時代であり二見町や小俣町のような農産物の販売を行う道の駅などを建設して地域住民の交流や観光客の誘致を図ってほしい。
- ・日赤病院が移転するが、その後の跡地利用について地域の生活環境の保全等公益上の観点からも、市として病院と連絡を密にして情報の収集に努めていただきたい。

なお、市長からの依頼理由にもあるように、当該地域における最大の課題を把握していただき、その具体的な解決案について、意見を求める。とされていますので、いくつかの意見のなかから最大の課題を確認していただきたいと思います。

会 長 ただいま、事務局より経過と主な意見について報告がありましたが、ほかに追加の意見等はございませんか。

 ないようですので、今までの意見のなかから最大の課題を絞り込んでいきたいと思いますが、みなさまのご意見はどうでしょうか。

委 員 先ほどの都市計画税の取扱いのなかでも、意見があり、資料にもある日赤病院の移転に伴い、移転先周辺の交通渋滞、病院跡地の利用方法については、御菌町にとっても非常に大きな問題ではないか。

 跡地については、周辺地域の生活環境の保全なども必要であるし、防災上にも有効な公園整備などを市として積極的に行ってほしい。

 新たな日赤病院についても、周辺は、現在でも渋滞が起こっている状況であり、道路整備を進めていかないと、救急患者の搬送などに影響がでるのではないか。

会 長 日赤の移転については、非常に大きな問題であり、御菌町への影響も少なくないと思われるため、現在の御菌町の最大の課題として、意見書を提出させていただくこととし、解決策は、跡地については、防災上の観点からも公園等の整備に積極的に取り組むこと、新たな日赤病院への国道 23 号からの進入路などの緊急時の輸送道路の整備を進めることとしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

 (異議なし)

会 長 それでは、そのように決定させていただきます。

 なお、意見書の取りまとめについても、先ほどの都市計画税、上下水道料金と同様に、私と副会長及び事務局で調整して提出させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

 (異議なし)

会 長 それでは、副会長、事務局と意見書の調整を行い提出させていただきます。なお、委員の方々へは、後日となりますが意見書の内容等を報告させていただきます。

続きまして、「その他」の事項について、事務局より何かありますか。

事務局 本日の合併調整に伴う都市計画税の取扱い、上下水道料金の改定については、この後、20日に予定している自治区連絡協議会でも同様の説明をさせていただき予定となっています。それ以後、23日には小俣町、24日は御薊町、25日は二見町で住民説明会を開催する予定となっていますので、報告させていただきます。

会長 最後に、委員の皆様よりご意見、ご質問はございませんか。

委員 要望事項であるが、私の住んでいる新高第1北地区のリサイクルステーションでは、最近、不法投棄が多くて困っている。曜日に関係なく捨ててあったり、テレビ等も捨ててある状態である。

委員 私も、同じ場所を通りかかった時に、新聞紙が外へ散乱している状態であった。生活環境課で、空いている曜日を確認し収集日の前日の午後3時以降なら排出は可能であるとのことであった。

まだまだ、住民の方が知らない場合が多いようである。ごみカレンダーは、各世帯に配布されているが、空いている時間帯などは記載されていないようである。

ステーションの入口などに空いている時間帯を記載してPRをしてはどうか。

委員 ごみの排出方法が複雑になり、カレンダーを見るだけでは理解できない場合が多いのではないかと。私は、休日に拠点ステーションを利用するようにしているが、きちんと整理して排出されていた。拠点ステーションを利用するように、PRしていけばいいのでは。

事務局 頂いた意見については、生活環境課から環境課へ報告させていただきます。早急に対応できるものは、対応するように依頼させていただきます。

委員 昨年度のごみの収集方法の統一の説明時にも不法投棄の問題や、拠点ステーションの利用の促進などの話しをしていたが、まだまだ、PR不足であると感じている。

また、横浜ゴムの北門付近の水源地跡地に新たにリサイクルステーションが設置されたようであるが、非常に利用者が少ない状況である。

事務局 現在、御薊町で問題となっているのは、リサイクルステーションを設置する場所が見当たらないことです。御薊町全体でも不足している状態であり、特に新高地域では、適当な場所が無いため不便な状態となっています。公共用地があれば設置は容易であるが、無い地域では、非常に設置場所を探すのに苦労していますので、皆様のご協力をよろしくお願いします。

委員 ごみカレンダーについても、分かりにくい状況であるので、改善を
考えてほしい。特に、国道の南側、北側との表示は、分かりにく
いと思うのだが。

事務局 先ほどの意見と同様に担当課へ報告し検討するように依頼させて
いただきます。

会 長 時間も経過してきましたので、本日の会議は終了させていただきます。
長時間にわたり、ありがとうございました。

終了